

参考謀本部ニ於テノ通達ニ付テハ所置ヲ教ルコト

一 了員傷者ニ対スル件

参考謀本部ニ於テ協議スルコト

一 工場長及任長ノ実行ニ付テハ其ノ訪問ノ強制的ニ出勤ヲ促シ居セサルモノニ対シ刑罰ヲ与フルト云フ様ノ事ヲナレ訪問ヲナス向キアリ之ニ対シテ本部ニテ如何ノ手続ヲナス件

一 赤松氏ニ一任スルコト

一 今在工場ニ入場ニ対スル手続團ノ取ルルキ態度

彼等ヲ懲罰スルコト今社ニ対シ提案レ且又今社ノ世ニ及ビ出勤者ハ解雇スル(手続團決議)ト云ハル由ナラ以テ其ノ実ヲ確メタル上其事ヲ社外ニ掲載スルコト

一 入場者ニテ再加盟ヲ申出ル者ニ対スル件

通達ノ方甚ク依リ再加盟ヲ認ムルコト

一 最高幹部ニ対スル手続團決議令入場料ノ件

最高幹部ノ証明アルモノニ限り無料ノコト

(八月二日)

鈴木文治未神以來一旦頓挫シタル手続團職工ノ結果積之累ニ張シタルモノ如ク入場職工甚多今工場ヲ除ク外何シモ減少シ就業状態ニ本社ハ不良ニテ二日ノ如キ幾分是業ヲ認メタリ令日就業人員九ノ如シ

本 工 場

五〇八六(前日比六一減)

兵 庫 分 工 場

一一〇七(一四〇減)

本 倉 庫

七九〇(一一増)

同日午前十時手続團本部ニ幹部会ヲ開キ鈴木文治等ヲ之会前日ノ決議ニ引續キテ記決議セリ

一 就業人員表切者トハ絶対ニ交際セサルコト